

高等職業訓練促進給付金

(高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金)

母子家庭の母及び父子家庭の父の技能習得や資格の取得を支援するため、就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、生活費として一定の経済的支援を行います。
※申請には、受験前に母子・父子自立支援員との面談(予約制)が必要です。

①制度の概要

給付を受けられることができる方

市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で20歳未満の子を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の方
- ・修業年限6ヶ月以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が明らかに困難であると認められる方
- ・過去に当給付を受けたことのない方

給付の対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師等の国家資格
デジタル分野等の民間資格

※介護福祉士、保育士は、ハローワークの職業訓練を優先します。
 (国の求職者支援制度による職業訓練受講給付の対象となる場合)

支給額及び支給期間

	高等職業訓練促進給付金	高等職業訓練修了支援給付金
非課税世帯	月額 100,000 円 (修業期間の最後の12ヶ月は月額 140,000 円)	50,000 円
課税世帯	月額 70,500 円 (修業期間の最後の12ヶ月は月額 110,500 円)	25,000 円

支給対象期間は、修業期間(上限48月)で、申請月分からの給付となります。

②支給までの流れ

事前相談及び審査

給付金の支給にあたっては審査があります。審査の結果、支給できない場合もあります。
養成機関申込(受験)前に母子・父子自立支援員に必ずご相談ください(要予約)。

支給申請

高等職業訓練
促進給付金

事前相談及び審査の後、支給申請となります。

[必要書類]

- ① 支給申請書
- ② 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)の所得証明書(所得及び所得控除の内容が分かるもの。16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は申立書。)
- ④ 地方税関係情報取得同意書(非課税世帯は同一世帯全員の同意)
- ⑤ 修業をしている養成機関の在籍証明書
- ⑥ その他

裏面に続きます



高等職業訓練
修了支援給付
金

修了日から起算して30日以内に請求してください。

[必要書類]

- ① 支給申請書
- ② 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）、世帯全員の住民票の写し
- ③ 児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年）の所得証明書（所得及び所得控除の内容が分かるもの。19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は申立書。）
- ④ 地方税関係情報取得同意書（非課税世帯は同一世帯全員の同意）
- ⑤ 修業していた養成機関が発行する修了を証明する書類の写し
- ⑥ その他



請求

高等職業訓練
促進給付金

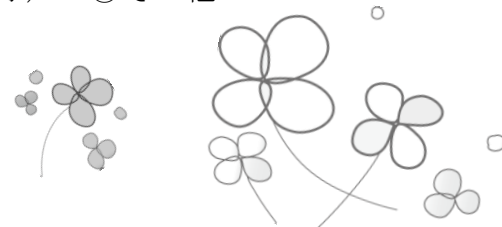
支給の決定後、毎月10日までに当月分を請求してください。
※4月・8月・12月は持参（状況確認の面談有）。他月は郵送可。

[必要書類] ①請求書 ②在学証明書（4月のみ）
③出席証明書（4月以外の月） ④その他

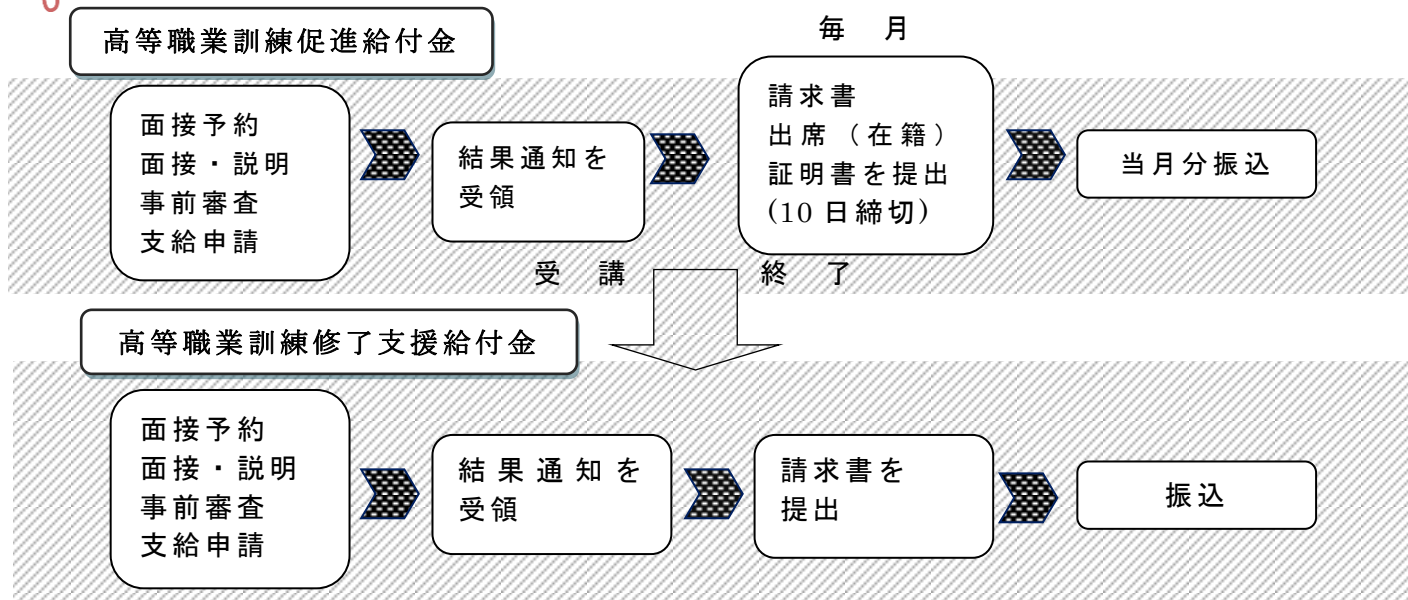
高等職業訓練修
了支援給付金

支給決定後、一括で支払われます。

[必要書類] 請求書



申請から支給までのイメージ



問合せ・ご相談

武蔵野市 子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター 母子・父子自立支援員

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 （市役所南棟3階）

電話 0422-60-1850 （平日 9:00～17:00）